

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和三年十月一日から十二月三十一日までとする。

令和四年二月十八日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
四億千八万五千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の建設業者（津波により自宅兼作業場、機械設備等が流出）
- 二 宮城県沿岸部の美容業者（津波により器具備品等の設備が全て流出）
- 三 茨城県の廃棄物処理業者（震災による液状化により本社建物が損壊）
- 四 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊、建物が流出）
- 五 宮城県沿岸部の水産物販売業者（津波により建物が全壊し、設備等も流出）
- 六 宮城県沿岸部の漁業者（津波により建物・設備等の資産が流出、水揚量の減少に伴い売上が減少）
- 七 宮城県沿岸部の製造業者（津波により事務所・工場等が浸水）
- 八 宮城県沿岸部の運輸業者（津波により保有車両の半数以上が流出）
- 九 岩手県沿岸部の生活関連サービス業者（津波により店舗、設備等が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

二億六千七百九十八万円